

# 伊奈町 介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

平成29年2月23日版

	分類	質問	回答
1	みなし指定	総合事業が始まって、これまで同様に町外の訪問介護・通所介護は使えるのか。	現行相当のサービスについては、H30. 3. 31までは、全国一律のみなし規定が準用されますので、町外での事業所でも、同様のサービスが利用できます。但し、みなし規定適用外の事業所が総合事業サービスを実施するためには、改めて伊奈町の指定の申請が必要になります。 ※みなし規定の準用されるのは、H27. 3. 31までに指定を受けた事業所になります。
2	チェックリスト	チェックリストは、どこで実施するのか。	地域包括支援センターの職員が、チェックリストを実施します。 本人が包括に行けないときは、包括支援センターの職員が訪問します。
3	ケアマネジメント	総合事業において、現行相当のサービスとサービスAとの併用は可能か。	サービスの利用を併用することはできません。 利用者の意向・状態をアセスメントしたうえで必要と思われる場合はご相談ください。
4	請求	訪問型サービスA、通所型サービスCについての費用について教えてください。	町から事業所に委託するため、事業所が利用者に1割あるいは、2割を請求し、利用者が事業所に支払うということになります。 1割負担の場合、訪問A／1回150円、通所C／1回450円
5	ケアマネジメント	事業対象者への介護予防ケアマネジメントはどのように実施すればよいのか。	伊奈町では、当面介護予防ケアマネジメントA(原則的なケアマネジメント)のみ実施します。現行の介護予防支援と同様です。
6	請求	事業対象者になっても、負担割合証が発送されるのか。	お見込のとおりです。 事業対象者結果通知と一緒に送付します。
7	ケアマネジメント	総合事業になって通所介護(現行相当サービス)は、月額管理で行い、通所型Aは、回数で行うのですか。	お見込のとおりです。 事業者説明会の資料のP15を訂正しホームページに掲載しています。 ご確認ください。

8	請求	現在、伊奈町独自のサービスで介護サービス利用負担軽減事業がありますが、総合事業サービス利用にあってもこの事業は適用になりますか。	現行相当の通所介護サービス、訪問介護サービスについては適用されますが、通所型サービスA、訪問型サービスAそして通所Cについては適用されません。
9	ケアマネジメント	総合事業において、暫定でのケアプラン作成は可能か。	可能です。これまで同様に担当するケアマネジャーが利用者の状態像を確認しながら、ケアプランを作成していただきたい。但し、暫定利用であることから自費利用になる旨を説明する必要があります。
10	ケアマネジメント	訪問型サービスAの利用方法について教えてください。 また、家事援助の詳細な内容は。	現在シルバー人材センターと調整中ですが、担当者が窓口になり、人の手配、サービスメニューの相談に対応します。 部屋の掃除、整頓、掃除、洗濯、調理などです。買い物は行いません。
11	ケアマネジメント	訪問型サービス利用状況の報告書はありますか。	シルバー人材センターから利用者への提供日時、支援内容、利用者の健康状態等の報告をします。
12	ケアマネジメント	訪問型サービスA、通所型サービスCは、単位での管理をしないということですか。	お見込のとおりです。
13	ケアマネジメント	訪問型サービスAの利用の上限はありますか。	回数は、週1回までとします。